

令和 8 年度長野県立中学校入学者選抜要綱

長野県教育委員会

第 1 総則

1 募集定員

学 校 名	定員
長野県屋代高等学校附属中学校	80 名
長野県諏訪清陵高等学校附属中学校	80 名

2 入学志願資格

長野県立中学校（以下「県立中学校」という。）を志願することができる者は、次の(1)又は(2)に該当する者とする。

- (1) 令和 8 年(2026 年) 3 月に、小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部（以下「小学校」という。）を卒業する見込みの者又は修了する見込みの者で、保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）とともに長野県内に居住する者
- (2) 長野県教育委員会が特別に志願を承認した者

3 通学区域

県内全域とする。

4 入学者選抜の日程

項 目	期日又は期間	備 考
(1) 志願受付期間	令和 7 年(2025 年) 11 月 11 日（火）から 11 月 13 日（木）まで	ア 受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、受付最終日は、午前 9 時から午後 3 時までとする。 イ 郵送による場合は、受付最終日の午後 3 時までに到着したものに限り受け付けるものとする。
(2) 適性検査等の実施期日	令和 7 年(2025 年) 12 月 6 日（土）	
(3) 合格者の発表期日	令和 7 年(2025 年) 12 月 16 日（火）	県立中学校において、午前 9 時以降に行うものとする。
(4) 入学確約書の提出期限	令和 7 年(2025 年) 12 月 23 日（火）	午後 3 時までとする。

5 入学志願

- (1) 他の公立中等教育学校又は公立併設型中学校を志願することは認めない。

(2) 志願手続

ア 志願者は、次の書類を在籍小学校長、義務教育学校長若しくは特別支援学校長（以下「在籍小学校長」という。）を経て、長野県立中学校長（以下「県立中学校長」という。）に提出すること。

(ア) 入学願書（様式第 1 号）

(イ) 受検票（様式第 2 号）

(ウ) 入学審査料収入証紙納付書（様式第 3 号） 2,200 円分の長野県収入証紙貼付

イ 在籍小学校長は、当該学校の志願者から提出された上記アに定める書類に、報告書（様式第 4 号）を添えて、4 の(1)に定める期間内に県立中学校長に持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は角形 2 号の封筒を使用し、配達日指定の簡易書留とすること。

- (3) 県立中学校長は、志願書類を受け付け、次の事務を行うこと。

ア 入学志願者受付台帳（様式第 5 号）の作成

- イ 入学願書の受付年月日及び受付番号の記入
- ウ 受検票の交付（検査場所決定後、郵送にて在籍小学校長に送付）
- (4) 県外（海外を含む。）からの志願
 - ア 次の(ア)又は(イ)に該当する志願者は、長野県教育委員会の承認を受けること。
 - (ア) 県外の小学校に在籍する者で、保護者の転勤に伴う一家転住等により、令和8年(2026年)4月以降長野県内に居住することが明らかな者
 - (イ) 外国において、学校教育における6年の課程を修了又は修了する見込みの者で、令和8年(2026年)4月以降長野県内に居住することが明らかな者
 - イ 志願承認願の提出
 - (ア) 受付期間
 - 令和7年(2025年)10月22日（水）から10月31日（金）までの土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで
 - (イ) 提出書類
 - 長野県立中学校志願承認願（様式第6号）
 - 特別の事由を証明する書類
 - (ウ) 提出先
 - 長野県教育委員会事務局高校教育課（在籍小学校を経て提出すること。）
 - ウ 志願の承認
 - (ア) 長野県教育委員会による審査の結果、志願が認められた場合には、志願者の在籍小学校長に長野県立中学校志願承認書（様式第7号）を送付する。
 - (イ) 志願者は、入学願書の所定の箇所に、長野県立中学校志願承認書右上の志願承認番号を記入のうえ、(2)に定める手続を行うこと。
- 6 報告書の作成
 - (1) 在籍小学校長は、報告書の公正を期するため、報告書作成委員会を組織すること。この委員会は、学校長を委員長とし、委員には、教頭、第6学年主任及び第6学年の指導を担当する教職員を充てること。
 - (2) 報告書の各欄は小学校児童指導要録に基づいて記入し、第6学年については、当該年度の10月31日現在における志願者の学習状況に基づいて評価等を記入すること。

第2 入学者の選抜

1 選抜の資料

- (1) 長野県教育委員会が実施する選抜のための適性検査（以下「適性検査」という。）の結果
- (2) 志願者の在籍小学校長から提出された報告書の内容
- (3) 志願者に対し実施する面接の結果

2 選抜のための適性検査及び面接

(1) 日程

日 程	時 間	備 考
受 付	8 : 50 ～ 9 : 10	
点呼、諸注意	9 : 10 ～ 9 : 40	移動・入室を含む。
適 性 検 査 I	9 : 50 ～ 10 : 40	
休 憩	10 : 40 ～ 11 : 00	
適 性 検 査 II	11 : 00 ～ 11 : 50	
昼 食、休 憩	11 : 50 ～ 12 : 40	
面 接	12 : 45 ～ 17 : 00	面接が終了した志願者から解散とする。

※ 県立中学校長は、公共交通機関に遅れが生じた場合等は、高校教育課長の承認を得て検査に支障のない範囲で時刻を変更することができる。

(2) 検査場所

県立中学校、長野県屋代高等学校、長野県諏訪清陵高等学校等（志願者数に応じて別途検査場所を決定する。）

(3) 適性検査の内容

- ア 小学校学習指導要領に基づき、県立中学校入学後の学習や生活に取り組んでいく上で必要な適性を検査することを基本とし、入学後に求められる思考力、判断力、表現力等をみることが出来るものとする。
- イ 適性検査Ⅰでは、主として社会や人に対する関わりをみることとし、文章や資料（図表、地図、グラフ等）の内容を読み取り、背景にある法則性に気付いたり、自分の考えをまとめて文章で表現したりする力をみる。また、読み取った内容から課題を明確にし、適切な解決方法を考え、多様な方法により表現する力をみる。
- ウ 適性検査Ⅱでは、主として自然や数理に対する関わりをみることとし、自然科学や数理的な場面設定の中で、科学的に探究する意欲、見通しをもち筋道を立てて考える力、数理的に処理する力をみる。また、自然科学の事象について、観察や実験などにより課題を解決していく力をみる。
- エ 適性検査Ⅰ及び適性検査Ⅱの内容については、小学校6年生の概ね11月までに学習した内容を基にしたものとし、ともに筆記による検査とする。

(4) 面接の内容

- ア 集団面接とし、1グループの人数は6～8人以下を目安とする。
- イ 面接時間は、1グループ当たり概ね20分間を目安とする。
- ウ 面接は、志願理由や学習への関心・意欲、集団生活への適応等をみるものとする。

3 選抜の方法

- (1) 県立中学校長は、県立中学校の教育理念、教育目標、目指す生徒像及び入学後に必要な適性等が備わっているかの観点から、1に定めた資料に基づき総合的に判定し合格者を決定すること。
- (2) 選抜にあたっては、次の手順により行うものとする。
 - ア 適性検査Ⅰ及び適性検査Ⅱは、それぞれ100点満点とし、計200点満点とする。
 - イ 報告書の各教科の学習の記録は、第5学年及び第6学年の評定を合計して、54点満点とする。
 - ウ 報告書は、各教科の学習の記録のみにとらわれず、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、行動の記録並びに総合所見及び特記事項を総合して選抜の資料とする。
 - エ 面接の結果は、A、B又はCの3段階で評価する。
 - オ 適性検査の得点と報告書の評定合計点に、報告書の記載事項及び面接の結果を加味し、総合的に判定するものとする。
- (3) 県立中学校長は、必要がある場合は、報告書の記載事項について、在籍小学校長から、更に詳細な報告を求めることができる。

4 選抜結果の発表及び入学の確約

- (1) 県立中学校長は、第1の4の(3)に定める期日に、入学者選抜において合格し、入学予定者に内定した者に入学者選抜合格通知書（様式第8号）を、在籍小学校長に入学者選抜結果通知書（様式第9号）を送付するとともに、合格者の受検番号を校内に掲示し、併せて自校の公式ホームページに掲載すること。
- (2) 入学者選抜合格通知書を受けた者のうち当該中学校に入学しようとする者は、入学確約書（様式第10号）を在籍小学校長を経て、第1の4の(4)に定める期限までに県立中学校長に提出すること。
- (3) 県立中学校長は、入学確約書を提出した者を入学予定者とし、直ちに入学予定者証明書（様式第11号）を交付すること。
- (4) 入学予定者の保護者は、居住する市町村の教育委員会に、交付された入学予定者証明書を持参し、入学予定者が県立中学校に就学する旨を、速やかに届け出ること。

5 入学辞退

入学確約書提出後、入学予定者がやむを得ない事情により入学を辞退する場合は、在籍小学校長を経て、速やかに入学辞退届（様式第12号）を県立中学校長に提出しなければならない。

6 繰上げ入学予定者の決定

- (1) 県立中学校長は、入学予定者の人数が募集定員に達しない場合は、順次、繰上げ順位に従って繰上げ合格候補者の入学の意思を電話等により速やかに確認し、入学の意思のある者を繰上げ入学予定者として決定し、入学者選抜繰上げ合格通知書（様式第 13 号及び第 14 号）を繰上げ入学予定者及び在籍小学校長に令和 8 年(2026 年) 1 月 30 日（金）までに送付すること。
- (2) 県立中学校長は、令和 8 年(2026 年) 2 月 2 日（月）以降、入学予定者の他県への転居等により、急な欠員が生じた場合には、繰上げ入学予定者の決定を行うことができる。

第 3 障がいのある志願者への受検上の配慮

- 1 障がいがあることにより、受検上の配慮が必要な志願者の在籍小学校長は、当該志願者の受検に際して県立中学校長との連携を十分に図り、障がいのある志願者への受検上の配慮願（様式第 15 号）を速やかに県立中学校長に提出すること。
- 2 障がいのある志願者への受検上の配慮願の提出期限は、令和 7 年(2025 年)10 月 31 日（金）午後 5 時までとする。
- 3 障がいのある志願者への受検上の配慮願の提出を受けた県立中学校長は、速やかに高校教育課長と協議し、その結果を当該小学校長に連絡すること。

第 4 個人情報の取扱い

- 1 入学志願者から提出された入学願書及び報告書等に記載されている個人情報並びに適性検査等の入学者選抜を通じて県立中学校長が取得した個人情報は、次の目的以外には利用しない。
 - (1) 入学者選抜の資料及び入学手続に係る業務
 - (2) 入学後の教育及び指導
 - (3) 県立中学校の教育制度及び入学者選抜制度の改善のための調査及び研究
- 2 検査結果等に関する口頭開示
 - (1) 志願者又は保護者は、適性検査Ⅰ、適性検査Ⅱ及び面接のそれぞれの結果に関して、口頭開示請求を行うことができる。
 - (2) 開示場所は県立中学校とし、口頭開示請求後直ちに開示を行うものとし、開示期間は合格者発表日から 1 年間とする。
 - (3) 口頭開示対象公文書は入学志願者受付台帳とし、開示対象となる箇所は、入学志願者受付台帳の開示請求者に関する記載欄とする。ただし、備考欄は除く。
 - (4) 開示請求者が志願者本人である場合は、志願者本人であることを確認するために必要な書類（受検票、健康保険の被保険者証等）が必要となること。
 - (5) 開示請求者が保護者である場合は、次のアからウまでの書類の提示が必要となること。
 - ア 志願者本人の承諾書
 - イ 請求者が請求者本人であることを確認するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証等）
 - ウ 請求者が保護者であることを確認するために必要な書類（戸籍抄本、住民票の写し等）
 - (6) その他開示請求に係る事務処理方法は、個人情報保護事務処理要領（平成 17 年 3 月 30 日付け 16 情公第 305 号）第 4 に準じて行う。

第 5 その他

- 1 県立中学校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学の許可を取り消すことができる。
- 2 県立中学校長は、入学志願者数、選抜の結果その他必要事項について、高校教育課長に報告すること。各報告の提出期日、様式等については別に通知する。
- 3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、別に定める。